

奄美市立金久中学校「いじめ防止基本方針」

【いじめ防止等の対策に関する基本理念】

- いじめは、全ての生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするものである。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめの防止の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行うものとする。

いじめ防止対策委員会 (随時実施)	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年間計画の立案・実行・評価・改善の中核としての役割 ○ いじめの相談・通報の窓口としての役割 ○ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割 ○ 緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための役割
構 成	校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・学年生徒指導係・養護教諭・教育相談係・スクールカウンセラー・関係機関 等

